

第 8 章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算

- 1) 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について ----- 97

1) 時間的制約を受ける公共土木工事の積算について

1. 公共土木工事において、下記に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。

(1) 時間的制約条件

- 1) 現道の交通量の多い時間帯
- 2) 通勤・通学の時間帯
- 3) 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
- 4) 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等

以上の時間帯を避けた施工を必要とする場合とする。

ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

(2) 制約を受ける作業時間の適用範囲

制約を受ける作業時間については、4 時間/日以上～7.5 時間/日以下とする。

なお、制約を受ける作業時間が 4 時間/日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算するものとする。

(3) 労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行うものとする。

1) 作業時間の算出

拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間（なお、標準拘束時間は 9 時間とする）

作業時間＝拘束時間－1 時間（休憩時間帯）（なお、標準作業時間は 8 時間とする）

2) 補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	1.14

(注) 「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が 7 時間/日を超え 7.5 時間/日以下をいう。

「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が 4 時間/日以上～7 時間/日以下をいう。

3) 設計労務単価の補正割増し

設計労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。

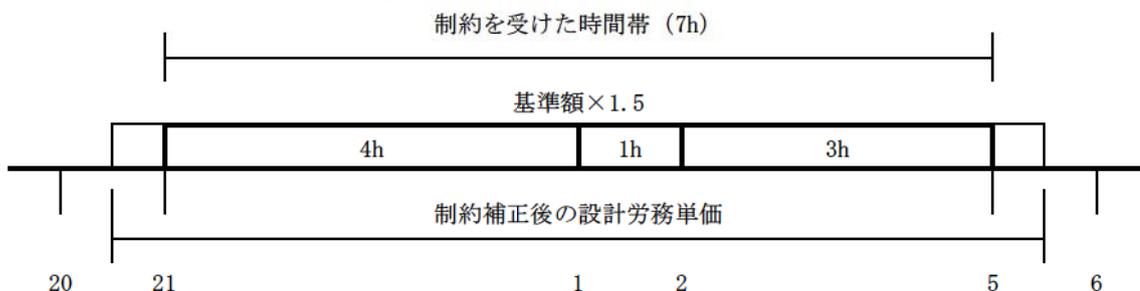
イ) 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価

$$\text{設計労務単価} = \text{公共工事設計労務単価} \times \text{補正割増し係数}$$

ロ) 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を行う場合の設計労務単価（例-1, 例-2）

$$\text{設計労務単価} = [\text{公共工事設計労務単価} + \text{割増し賃金}] \times \text{補正割増し係数}$$

（例-1）20時～6時の時間帯の中で21時～5時までの時間的制約を受けた場合



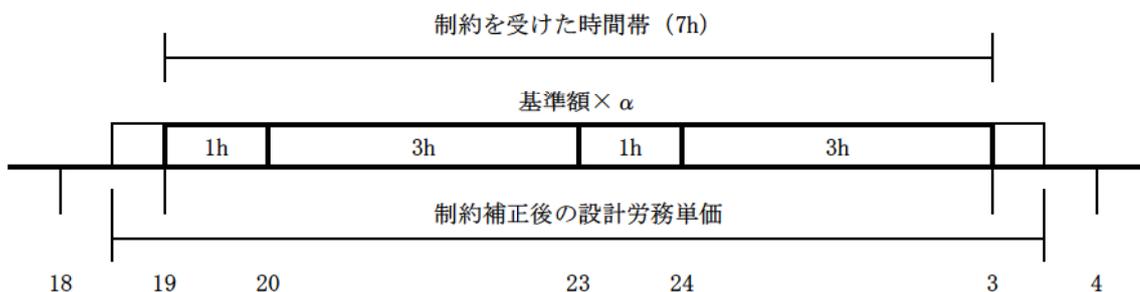
$$\text{設計労務単価} = [\text{基準額} + \text{割増し賃金}] \times \text{補正割増し係数}$$

$$= \text{基準額} \times 1.5 \times 1.14$$

$$= \text{基準額} \times 1.71$$

$$\text{ただし、割増し賃金} = \text{基準額} \times 0.5$$

（例-2）18時～4時の時間帯の中で19時～3時までの時間的制約を受けた場合



$$\text{設計労務単価} = [\text{基準額} + \text{割増し賃金}] \times \text{補正割増し係数}$$

$$= \text{基準額} \times 1.428 \times 1.14$$

$$= \text{基準額} \times 1.628$$

ただし、 α = 割増し率

$$= (1h \times 1.0 + 6h \times 1.5) / 7h$$

$$= 1.428$$

$$\text{割増し賃金} = \text{基準額} \times 0.428$$

ハ) 設計労務単価に他の特殊割増し（積雪寒冷地域での冬期割増し等）を合わせて考慮する場合は、割増し部分が重複しないように注意するものとする。

ニ) 機械付労務の労務費についても補正割増しの対象とする。

(4) 機械損料の補正

時間的制約を受ける工事の積算にあたって、機械損料を補正する場合には「建設機械損料の算定について」（建設省機発第65号）〔昭和55年2月22日付〕により、行うものとする。

(5) 工期の算定

時間的制約を受ける工事の工期設定にあたっては、制約された作業時間により適正な工期の設定を行うものとする。

(6) その他

上記3)の算定式により算出した設計労務単価は10円単位とし、10円未満は切り捨てる。